

— 人口の動き —

3月末日現在
()は2月末との比較

人口	5,836人(-60人)
男	2,876人(-15人)
女	2,960人(-45人)
世帯数	1,272世帯(-1)
出生	9
死亡	5
転入	12
転出	76

広報

わしま

発行
和島村役場企画課

発行日
昭和52年5月1日

印刷所
第一印刷所



新入生はじめての給食

(島田小学校にて)

ご存知ですか

◆世帯更生資金 貸付制度◆

世帯更生資金は、低所得世帯や身体障害者世帯に対し、生業を行うときの開業資金、世帯主や家族が入院したときの療養資金及び住宅改修資金などを低利で貸付けるとともに、必要な援助・指導を行い、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が営めるようにすることを目的としています。

申込みは、いつでも出来ますので、利用希望の方は、地区の民生委員さんを通じて申込みください。

◆老人家庭奉仕員◆

日常生活上の用を足すことが困難な六十歳以上の老人家庭を訪問して、話し合い手になったり、身の回りの世話などを行っている制度です。

この奉仕員の訪問を希望する方は、地区の民生委員、又は役場へ相談してみてください。

◆身体障害者手帳を受けるには◆

手帳の交付を受けるには、知事

停電のお知らせ

五月二十六日、午前九時から午後五時まで工事の為、村内全域にわたり停電しますので、御注意ください。

東北電力 和島出張所

5月の保健衛生行事

日	曜	種	目	対	象	時	間	場	所
17	火	乳児検診	満三ヶ月以上の乳児						
12	木	妊婦検診	妊婦			午後一時三十分	午後三時		福祉センター
9	月	リハビリクリニック	卒中後遺症者機能訓練						与板保健所
7	土	家族計画相談	家族計画又は健康について相談のある方			午前九時	十一時		福祉センター

心配ごと相談所

心配ごと相談所は、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な指導・助言を行ない、福祉の増進をはかることを目的として開かれています。相談は無料で秘密厳守です。身のまわりの色々な問題ごとや悩みごとのある方は、気軽に利用下さい。

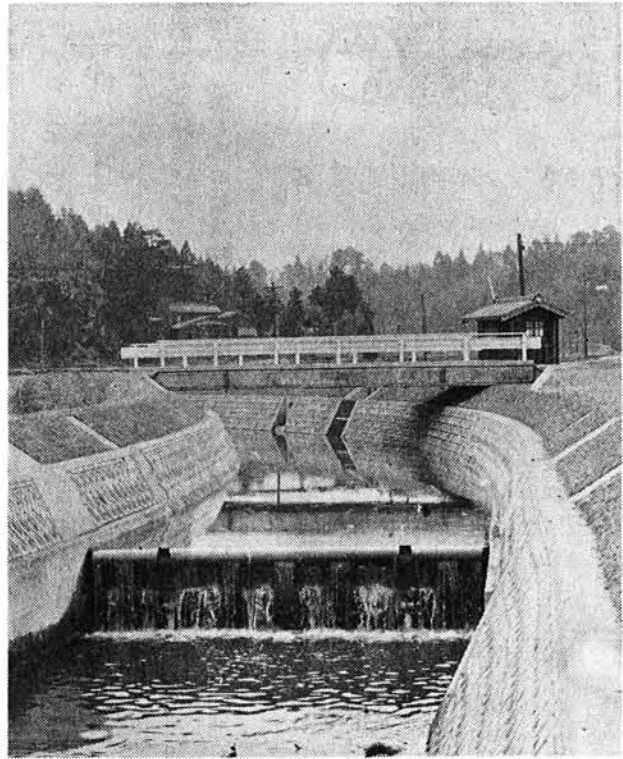
相談日 毎月五日・二十五日
(休日の場合は翌日、五月は五日と二十五日)

・じかん 午前十時から午後三時
・ところ 福祉センター相談室

山林が、私達の憩いの場所として広く利用されたり、山菜取りが盛んになると、毎年のことですが山火事が心配されます。ここ数年間の平均で見ますと、山火事の発生件数は六千五百件で、焼けた面積は一万四千ヘクタール、その被害額は全国でなんと四百億円にも達し、大切な山林資源が失われているのです。



山火事の多い時期は、四月・五月の春の山菜取りの季節に集中しているのが特徴です。山火事の主な出火原因をみてみますと、そのほとんどが山火事のおそろしさを知らない人たちのタバコの投げすてとたき火の不始末といった、不注意によるものが多く、ひとりひとりが注意すれば防ぐことができるもので占められています。森林は長年に亘るため、森林の結晶でもありません。森林は、私達の日常生活に欠くことのできない木材を生産するば



小島谷川改修工事竣工
小島谷川の堂前橋より上流約九五〇mに亘って、昭和四十九年度より改良工事が進められていた災害関連工事が竣工しました。現地は、昭和四十九年七月の集中豪雨によって被害を受けた災害

遊びによる出火の順となつています。特に農作業による畦草焼きが思わぬ近くの山林に燃え移り大事故に至ると云うケースが和島村管内にもあり、畦草焼きには充分御注意下さい。山火事の多い季節です。タバコの投げすてやたき火の不始末には充分注意しましょう。

復旧と改良を兼ねた工事、総事業費二億三千万円を費して、橋梁四、自動転倒堰一基、用水ポンプ二基を含む河川改修工事であり、これの完工により小島谷川の改修は、中小島谷から上小島谷にかけての約九〇〇mを残して殆んど完了しました。尚、堂前橋より下流約一kmに於いても、河川局部改修事業として昭和五十年より着工されています。また、未改修約九〇〇mについても昭和五十三年度完工の予定で着工されています。これにより、小島谷川改修計画がすべてなされておき、集中豪雨等で異常出水があつても、氾濫の心配がなくなりま

自衛隊は、あなたの人生に明るい希望を持たせ、充実した将来が開ける楽しい職場です。あなたも自衛官の一員に。自衛官募集についてのお問い合わせは、柏崎募集事務所TEL 柏崎四一三〇〇〇又は役場企画課まで。



5/22 参議院新潟県選出 議員補欠選挙

きれいな選挙で明るい政治

本県選出の参議院議員巨四郎氏が去る4月4日死亡されましたことにより、次の日程で補欠選挙が行われることとなりました。棄権をせず必ず投票いたしましょう。

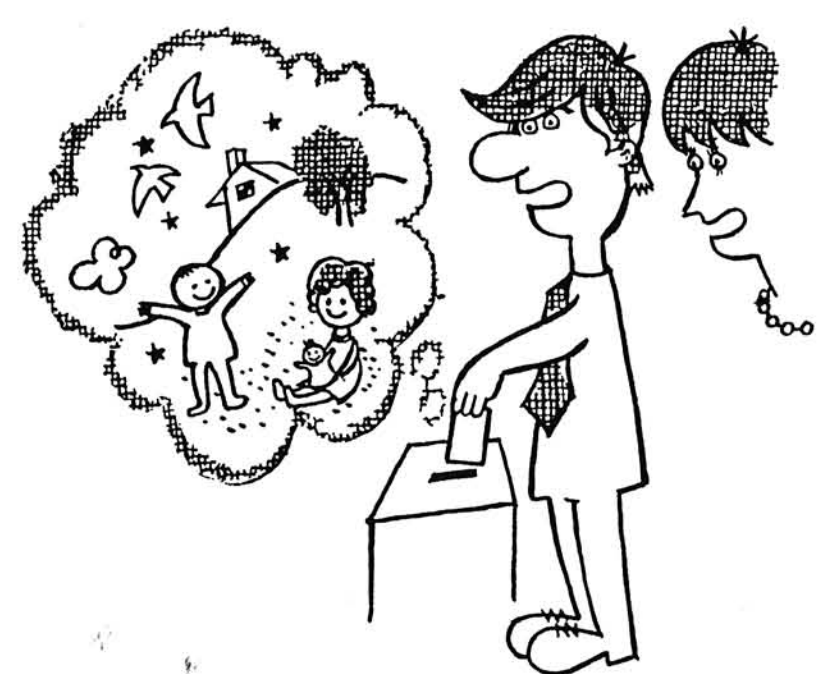
告示日 4月29日
投票日 5月22日

◆投票できる人
5月22日現在で満20才以上の人は投票することができ、但し転入や転出、20才に達する人は次の点に注意して下さい。

◎転入した人
他の市町村から和島村に転入し、昭和52年1月28日までに届出をした人は和島村で投票

◆不在者投票の手続は早めに
投票日当日、所用で投票所に行けない人は、前もって投票できる不在者投票制度があり、4月29日から5月21日までできます。その際には印鑑をお持ちの上、役場までお出下さい。その場で投票できます。

◎不在者投票のできる人
。選挙の当日、仕事で旅行や出張をする人



和島村選挙管理委員会

やむを得ない用務または事故の為、村外に旅行中または滞在中の人
。病氣、負傷、妊娠、老衰などで投票日当日歩行が困難な人
。指定病院(日赤病院など)や老人ホームなどに入っている人

◆入場券を忘れずに
投票所に行くときは、入場券を忘れずにお持ち下さい。
入場券が届かない時やなくされた方は申し出て下さい。

◆投票は早めに
投票できる時間は、午前7時から午後6時までです。早めに投票所へお出かけ下さい。

◎郵便による不在者投票
(身体に重度の障害がある人で特定の人)の方法もあります。早めに相談下さい。



年金をうけとつたら
——福祉年金の支払日は五月六日です——

福祉年金では、定時届といつて毎年一回、一人一人の受給権者について、前年度の所得などを確認し、五月からむこう一年間にわたる受給権者の有無を確認する手続きが必要です。
受給権者は、五月期の年金をうけとつたら、年金証書(緑色の手帳)をすぐ役場へ届けて下さい。

5月中に

○60歳になる人
大正6・5・2〜大正6・6・1生まれ
かけ金をかけ終わりました。

○65歳になる人
明治45・5・2〜明治45・6・1生まれ
老齢年金を請求しましょう。

○70歳になる人
明治40・5・2〜明治40・6・1生まれ
老齢福祉年金を請求しましょう。